

森林整備活性化資金利子補給金（継続）

【平成19年度概算決定額 193,861（129,430）千円】

事業のポイント

無利子の森林整備活性化資金と有利子の農林漁業金融公庫資金を併せて貸し付けることによって、林業者の金利負担の軽減を図り、森林施業規模の集積を通じた森林の整備を図ります。

- ・森林整備活性化資金は、償還期限30年、据置期間20年の無利子資金。
- ・森林整備活性化資金は、森林施業規模を集積して行う造林等の事業を対象。

政策目標

森林施業規模を集積して行う造林等の事業を行う林業者の金利負担を軽減し、育成林において安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加 8.4億 m^3 （H15）→9.6億 m^3 （H20）

<内容>

○ 無利子の森林整備活性化資金の貸付けによる林業者への支援

森林整備活性化資金の寄託原資として民間金融機関から借入を行う独立行政法人農林漁業信用基金に対し、当該借入金に対する利子補給を行うことによって、農林漁業金融公庫が林業者に対して無利子資金の貸付けを行うことができるようにしています。

この無利子の森林整備活性化資金により、林業者の金利負担が軽減されます。

【森林整備活性化資金貸付枠 38（38）億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成15年度～

[担当課：林野庁企画課]